取扱いの趣旨

本検査は、循環器疾患の診断、経過観察に最も基本的な検査である。胃炎、気管支喘息、肋間神経痛又は高尿酸血症は、必ずしも心臓に負荷がかかるものではなく、有用性は低いため、算定は原則として認められない。

ＤＸ審査支払機構が公表している取扱いの全文

【検査】　《令和7年4月30日》

506　心電図検査（高血圧症等）の算定について

○　取扱い

①　次の傷病名に対するＤ208心電図検査「１」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「５」その他（６誘導以上）の算定は、原則として認められる。

⑴　高血圧症　⑵　前胸部痛（初診時）

②　次の傷病名に対するＤ208心電図検査「１」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「５」その他（６誘導以上）の算定は、原則として認められない。

⑴　胃炎　⑵　気管支喘息　⑶　肋間神経痛　⑷　高尿酸血症

○　取扱いを作成した根拠等

心電図検査「１」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導は、心筋の興奮を体外から電位変化として記録するもので、虚血性心疾患などの循環器疾患の診断、経過観察を行う上で最も基本的な検査である。また、「５」その他（６誘導以上）も12誘導心電図と同様の目的で、緊急時、測定時間短縮を図る場合などに用いられる。

高血圧症の患者の場合、心臓への負荷、特に左室肥大などの循環器合併症の診断、経過観察に有用であり、また、狭心痛の可能性が高い前胸部痛においては、虚血性心疾患の早期診断に有用である。

以上のことから、上記①の高血圧症及び前胸部痛（初診時）に対するＤ208心電図検査「１」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導又は「５」その他（６誘導以上）の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②の傷病名は、必ずしも心臓に負荷のかかるものではなく、心電図検査の有用性は低いことから、原則として認められないと判断した。

検証結果及び対応状況

検証観点	フォローアップ対象都道府県	備考
①適正な審査割合が低い	山梨	適正な審査割合の低い順
②請求どおり・職員	山梨	対象１万件当たり件数の多い順
③請求どおり・審査委員	―	

■①から③を通して、請求どおりのレセプトを適正な審査と判断した主な理由

・傷病名より、動脈硬化関連疾患の経過観察に対して当該検査を行っていることから、妥当と判断した事例

■取扱いと異なる審査の多い都道府県の対応状況

①適正な審査割合が低い：職員の認識誤り（失念、誤解等によるコンピュータチェックの解除）
⇒上司から教育

②請求どおり・職員：職員の認識誤り（失念、誤解等によるコンピュータチェックの解除）
⇒上司から教育

該当件数に対する検証結果

2025年6月～2026年5月審査分

検証の結果、該当件数2,843件のうち、**取扱いと異なる審査は66件（2.32%）**
検証対象34都道府県のうち、**フォローアップ対象は1都道府県**

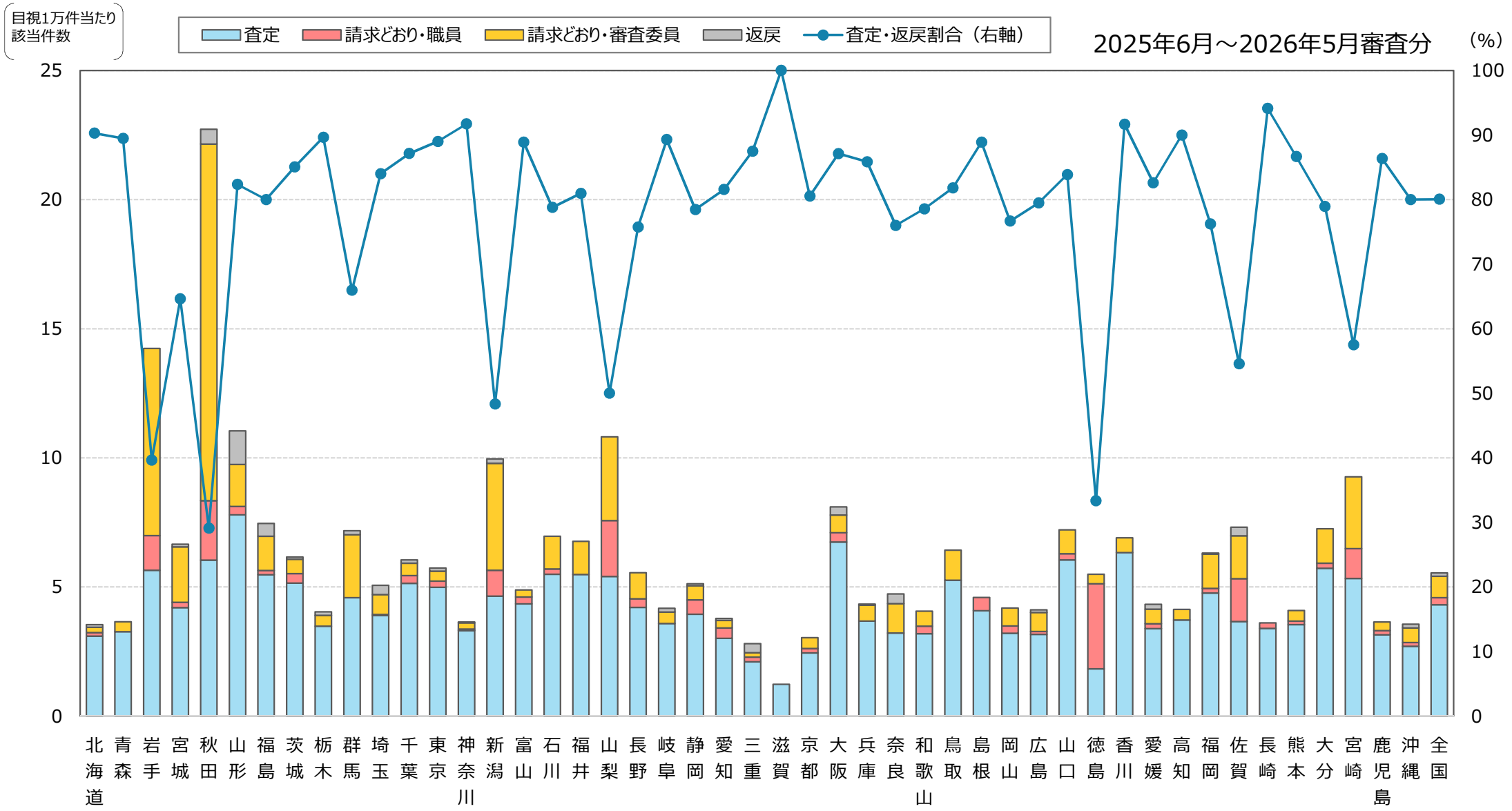
都道府県		検証結果										
		該当件数	取扱いに基づく適正な審査						取扱いと異なる審査（ＣＣ解除等の誤処理）			
					査定・返戻			請求どおり				
		計	適正審査合計	適正審査の割合	査定	返戻	査定返戻計	詳記等から適正	取扱いの認識誤り合計	取扱いの認識誤りの割合	職員	審査委員
01	北海道	103										
02	青森	19										
03	岩手	53	49	92.45%	21	0	21	28	4	7.55%	0	4
04	宮城	65	62	95.38%	41	1	42	20	3	4.62%	1	2
05	秋田	79	79	100.00%	21	2	23	56	0	0.00%	0	0
06	山形	34	33	97.06%	24	4	28	5	1	2.94%	0	1
07	福島	45	45	100.00%	33	3	36	9	0	0.00%	0	0
08	茨城	67	61	91.04%	56	1	57	4	6	8.96%	3	3
09	栃木	29										
10	群馬	47	45	95.74%	30	1	31	14	2	4.26%	0	2
11	埼玉	125	122	97.60%	96	9	105	17	3	2.40%	1	2
12	千葉	140	129	92.14%	119	3	122	7	11	7.86%	5	6
13	東京	400	396	99.00%	348	8	356	40	4	1.00%	4	0
14	神奈川	133										
15	新潟	60	59	98.33%	28	1	29	30	1	1.67%	0	1
16	富山	18										
17	石川	33	33	100.00%	26	0	26	7	0	0.00%	0	0
18	福井	21	19	90.48%	17	0	17	2	2	9.52%	0	2
19	山梨	30	24	80.00%	15	0	15	9	6	20.00%	6	0
20	長野	33	33	100.00%	25	0	25	8	0	0.00%	0	0
21	岐阜	28										
22	静岡	65	63	96.92%	50	1	51	12	2	3.08%	2	0
23	愛知	103	102	99.03%	82	2	84	18	1	0.97%	1	0
24	三重	16										

都道府県		検証結果										
		該当件数	取扱いに基づく適正な審査						取扱いと異なる審査（ＣＣ解除等の誤処理）			
					査定・返戻			請求どおり				
		計	適正審査合計	適正審査の割合	査定	返戻	査定返戻計	詳記等から適正	取扱いの認識誤り合計	取扱いの認識誤りの割合	職員	審査委員
25	滋賀	6										
26	京都	36	35	97.22%	29	0	29	6	1	2.78%	0	1
27	大阪	388	382	98.45%	323	15	338	44	6	1.55%	2	4
28	兵庫	99	99	100.00%	84	1	85	14	0	0.00%	0	0
29	奈良	25	24	96.00%	17	2	19	5	1	4.00%	0	1
30	和歌山	14	14	100.00%	11	0	11	3	0	0.00%	0	0
31	鳥取	11	11	100.00%	9	0	9	2	0	0.00%	0	0
32	島根	9										
33	岡山	30	28	93.33%	23	0	23	5	2	6.67%	1	1
34	広島	39	39	100.00%	30	1	31	8	0	0.00%	0	0
35	山口	31	30	96.77%	26	0	26	4	1	3.23%	1	0
36	徳島	15	15	100.00%	5	0	5	10	0	0.00%	0	0
37	香川	24										
38	愛媛	23	23	100.00%	18	1	19	4	0	0.00%	0	0
39	高知	10										
40	福岡	143	134	93.71%	108	1	109	25	9	6.29%	3	6
41	佐賀	22	22	100.00%	11	1	12	10	0	0.00%	0	0
42	長崎	17										
43	熊本	30	30	100.00%	26	0	26	4	0	0.00%	0	0
44	大分	38	38	100.00%	30	0	30	8	0	0.00%	0	0
45	宮崎	40	40	100.00%	23	0	23	17	0	0.00%	0	0
46	鹿児島	22										
47	沖縄	25	25	100.00%	19	1	20	5	0	0.00%	0	0
	全国	2,843							66	2.32%	30	36

※グレーは検証前データ又は検証の結果により、少数事例に該当

【参考】一般506　胃炎等に対するECG12又はECG(6誘導以上)の取扱い

【認めない事例】



| | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 全国 |
|---|
| 該当件数 | 103 | 19 | 53 | 65 | 79 | 34 | 45 | 67 | 29 | 47 | 125 | 140 | 400 | 133 | 60 | 18 | 33 | 21 | 30 | 33 | 28 | 65 | 103 | 16 | 6 | 36 | 388 | 99 | 25 | 14 | 11 | 9 | 30 | 39 | 31 | 15 | 24 | 23 | 10 | 143 | 22 | 17 | 30 | 38 | 40 | 22 | 25 | 2,843 |
| 請求どおり件数 | 10 | 2 | 32 | 23 | 56 | 6 | 9 | 10 | 3 | 16 | 20 | 18 | 44 | 11 | 31 | 2 | 7 | 4 | 15 | 8 | 3 | 14 | 19 | 2 | 0 | 7 | 50 | 14 | 6 | 3 | 2 | 1 | 7 | 8 | 5 | 10 | 2 | 4 | 1 | 34 | 10 | 1 | 4 | 8 | 17 | 3 | 5 | 567 |

【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数